

平成 1 7 年度
第 7 回 鞍手町行財政改革推進委員会
会 議 録

平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日
於：鞍手町議会議事堂

平成17年度 第7回 鞍手町行財政改革推進委員会

- 1 開催日 平成17年10月14日(金)
- 2 開催時間 開会10時00分
閉会12時32分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員 会長 福本博文
職務代理 宮崎實男
委員 川野高實 添田忠敏
白石修二 許斐英幸
有松弘美 薦野君由
麻生秀生 藤井福吉
榊原 武谷位千子
小島美智子 亀井 滋
五百路恵美子
- 5 欠席委員 なし
- 6 推進本部 鶴崎節男 本松吉 憲
松澤 守 後藤幸雄
長友浩一 熊井照明
松尾保則 古野正明
梶栗英正 津野正繁
檜山弘文 吉田正春行
阿部 哲幸 藤井春光美
原 繁幸 池口
田中正一
- 7 事務局 諸富義和 白石秀美
石田正樹
- 8 傍聴者 1名

平成17年度 第7回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成17年10月14日（金）
午前10時00分から
場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名人の指名
- 4 議事
 - (1) 第4次行財政改革集中改革プラン案（実施計画部分）について（資料23）
 - (2) その他
- 5 次回開催予定
第8回会議 日時：平成 年 月 日（ ）
時から
場所：
- 6 閉会

【議 事】

事務局

おはようございます。ただ今から第7回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会いたします。本日の会議は、先日をお配りしておりました資料に基づきまして進めさせていただきます。お配りしている資料は、本日の会議の次第と、それから資料の23ということになっております。もしお手元に無い資料がございましたら、ご連絡ください。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、本日から実施計画部分の提案をさせていただきますので、各課の課長も出席をいたしております。それでは、会長あいさつを福本会長お願いいたします。

福本会長

おはようございます。今日はですね、第7回の委員会ということでございまして、既に10月の中旬でございます。1番当初ですね、町長から諮問を受けておりますけれども、大体、この答申がですね、11月いっぱい、もしくは12月の初めぐらいにですね、何とか答申をしてくれということでございましたので、これから、今日から、いわゆる集中審議になろうかというふうに思っております。それで今日から、所管の課長さん方が入っていらっしゃると思いますので、どうぞあの、慎重審議をですね、通してしていただきたいなと思っております。また、屈託のないご意見を拝聴したいと思っております。今日は13項目ほどございますけれども、まだまだたくさん項目があるようでございますので、今日はとりあえず13項目の各項目ごとにですね、審議をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。大変にお忙しい中ですね、早朝から参加していただきまして、本当に心から御礼申し上げます。会長のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。ここからは条例の規定によりまして、会長に議長として議事進行をお願いいたします。

福本会長

よろしいですか。まず始めにですね、本日の会議録署名人のご指名をさせていただきます。本日の会議録署名人は、小島委員さんと五百路委員さんをお願いいたします。まず、議事から入りますけれども、本日の議事からはですね、第4次行財政改革の内容について定める集中改革プラン案のうち、実施計画部分について、推進本部、専門部会からの提案とその審議でございます。それでは括弧1、第4次行財政改革集中改革プラン案(実施計画部分)につきまして、事務局及び専門部会の説明を求めます。

はい、事務局。

事務局

資料23をもって説明をさせていただきますが、提案の前段として事務局からお願いなり、またちょっとお詫びなりをさせていただきたいということが2、3点ございます。本日、これから提案いたします資料23には、13の改革項目に係る個票と、その附属資料を綴じております。推進本部の4つの専門部会で調整をし、プランに掲げる予定の項目につきましては、全体でおよそ50項目程度になるであろうという、今、見込みでございます。そのうちの13項目を、本日提案させていただきます。全体での約50項目を、基本方針、基本目標の体系に整理した総括表を、本日お出しできればベストだったんですけども、どうしてもまだ项目的に十分に固まっていないものもあったり、また、項目の見直しや項目を合体させたり、分割したりというようなことで、項目数が変わってくるような現状がまだありますので、全体像としては、今日はお出しすることができませんでした。次回以降に総括表をお出しして、個票と併せて見ていただけるようにしたいというふうに考えております。このため、個票を見ていただきますと、左上の方にですね、連番という所がございます。そこにですね、資料23の表紙を1枚めくっていただきますと、左上の方に連番23の1というふうに記入しております。本来、総括表と整合させていった場合に、1から順番に番号を振っていくことになるんですが、今日の場合は、資料23の1から資料23の13までの番号を記入しております。総括表につきましては、全体項目が確定次第、資料としてお出しすることになりますので、最終的にですね、個票の連番も、その総括表と整合させて打ち変えていくということで、整理をさせていただきたいというふうに思っております。現状といたしましては、提案項目は本部において調整の終わったものからあげてきております。本日の13項目についてはそのような形のもので、本日の7回から、1回当たり大体12、3項目を目標にですね、提案をさせていただきたいと。そうすると大体、第10回目までに全ての項目を提案できるというふうに考えております。1項目あたりのボリュームに違いがありますので、当然、継続審議ということになるものもあると思っておりますけれども、毎回この会議に持ち上げてきます、その12、3項目につきましては、審議に至らなくても提案だけは確実にさせていただきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。ただ今回提案分は、審議していただくにあたって、比較的取り扱い易いと思われる項目が中心になりましたので、同じ12、3項目の提案と申しまして、次回以降分については、またボリュームが大きくなるというふうに考えております。それから、個票を見ていただく際に注意していただきたいのですが、財政的効果ということで、右下の方ですね15．財政的効果ということで数値を入れるような部分があります。数値で表せる部分があれば、このあたりに金額的なものが入ってまいります。そこにはですね、検討の結果、例えば、検討する場合の項目と、それから、もう実施しますよということであげてくる個票と2種類ございます。それは個票の中段からちょっとしたの方にですね、10の検討及び実施期間というところで、1枚目でいえば黒い丸が、ずっと18年度から21年度まで並んでいる部分がありますけど、これが丸で記載されている場合は、実施しますよということを前提に作っている個票でございますが、他の個票を見ていただきますと、黒三角が1年間分並んでいる部分がございます。これはまだ、今後検討して、その実施の是非などを決めていきますよという内容のものが、そ

った検討に関する内容の個票になっております。それで、検討に関する内容の個票において、財政的効果ということで数字であげてきているものについては、これはまだ具体的なはっきりした数字ではございませんので、単年度、いわゆる会計年度1年度分で、大体これくらいを見込めるんじゃないかという効果であげてきておりますけれども、例えば23の1のように、18年度から実施して21年度までというような部分になりますような、この実施に関する内容の個票については、18年度から21年度までの効果額を積み上げた額をあげてくるという形で掲載しておりますのでよろしくお願いをいたします。それで、提案していく上で、また審議していただく上で、今後、こういうところはどうかというような疑義が生じることがあるかと思っておりますが、その際にはその都度、ご意見を伺いながら、解決していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。それでは、資料23の1から13までを提案させていただきませんが、毎回ですね、持ち上げてきたものを一括して、今日なら13項目になるんですが、提案をさせていただきたいと。1項目提案して1項目審議というようなパターンでいきますと、どうしても時間的にも最終的に提案できなかった部分というのができたりしますので、そういった形でお願いをしたいと。一括して提案させていただきたいということで、ちょっとその辺のご了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

福本会長

はい。今ですね資料23番でございますけれども、その中に13項目の個票があるわけでございますね。それで、事務局の方からですね、一括して説明を受けまして、そして後は1つひとつですね、専門部会の方からの提案なり、あるいは説明ということでよろしいでしょうか。

「はい」という声

よろしいですか。それじゃあ事務局の方から一括してよろしくお願いをいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、資料23の1からですね、財政専門部会に係る部分が2件、それから行政運営専門部会に係る部分が2件、組織機構専門部会に係る部分が3件、それから施設専門部会に係る部分が6件あります。全て13項目を一括して専門部会の方から提案をさせていただきます。では財政専門部会の方からお願いをいたします。

松澤本部長

それでは財政専門部会の方から提案させていただきます。連番の23の1ですが、担当専門部会は財政専門部会。担当部署といたしましては、税務課、保険課、建設課、福祉課、水道課、下水道課が担当部署となります。大分類では「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類といたしましては「歳入」、小

分類「収納率の向上」、細分類で「税及び使用料・手数料等の収納率の向上」、具体的改革項目では「振替制度の利用促進」、実施概要といたしましては、口座振替制度の促進をするため、啓発活動等により一層の周知を図り、目標達成率を平成21年度までに各項目70%とする。このことにより収納率の向上が期待できる。なお、水道使用料及び下水道使用料は、70%以上になっておりますので、更なる収納率の向上に努める。ということにしております。項目別では、平成17年度の主な収納の口座振替率ということで、1番目、町民税。これは普通徴収のみですが、26.37%。固定資産税、48.34%。軽自動車税、17.94%。国民健康保険税、43.79%。住宅家賃、32.69%。保育料、63.11%。水道料、84.75%。下水道使用料、95.20%となっております。検討及び実施期間といたしましては、平成18年度より実施していきたいと思っております。開始年月は18年4月から、到達年月は平成22年の3月まで。公表時期は実施期間終了後といたしております。それから指標といたしましては、口座振替達成率の70%への到達率により評価する。ということにしております。財政的效果といたしましては、口座振替率ということで、財政的效果は確定できませんので、0円としてあげております。次のページですが、23の2、担当専門部会、財政専門部会。担当部署が保険課。大分類が「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類といたしまして「歳出」、小分類「経常経費、投資的経費の見直し」、細分類「扶助費及び報償費の見直し」、具体的改革項目「敬老祝金の支給対象者の見直し」、実施概要といたしましては、敬老祝金について、現在80歳以上に支給しておりますが、現在80歳以上が5千円、90歳以上が7千円ということで、毎年支給しておりますが、これを80歳、90歳、100歳に達した年に支給をすることとする。ただし、100歳以上は毎年支給する。それに伴う削減目標を、1174万4千円とする。平成17年度支給総額は659万1千円でした。80歳から90歳の方が978名おられました。90歳以上の方が243名です。平成18年度の予定では、これを80歳の方に181名、1万円として315万円。それから...。80歳の方に181人に対して1万円ですね、181万円ですね。90歳になられた方に対して51人ですが、2万円、102万円。100歳以上の方は16人ということで、2万円の32万円。合計、18年度の予定といたしましては315万円になりますということですので。それから平成19年度は80歳の方が170人、90歳の方が65人、100歳以上の方が22人。平成20年度は80歳が172人、90歳が76人、100歳以上の方が29人ということで、計の382万円です。平成21年度の推計では80歳が201人、90歳が69人、100歳以上は41人ということで、421万円。ということで、これは、平成18年度より実施していきたいと思っております。開始年月は18年の4月。到達年月は平成22年の3月。公表時期といたしましては実施期間終了後。指標といたしまして、実施期間終了後の、削減目標額への到達率により評価する。と。財政効果的には、1174万4千円となります。次ページには資料を付けております。他町の資料等を付けております。その中で、宮田町がうちと同じことでやっておりますが、その他は、節目節目ということで支給をしている状態です。それから、他町では喜寿、米寿といった節目で支給しているところが多いと思っておりますが、鞍手町では本来80歳以上ということ

でしておりましたので、喜寿ということになりますと77歳ということ、80歳から下るとということになります。それで、78、79の人が、88まで貰えないというふうな状態となりますので、鞍手町といたしましては、80歳、90歳、100歳以上ということで検討をいたしております。それから支給額につきましては、他町まちまちですが、大体1万円から2万円相当が、鞍手町としては適当ではないかということで提案させていただいております。以上2件が財政部会よりの提案でございます。よろしくご審議お願いいたします。

事務局

続きまして、行政運営専門部会から提案をいたします。

本松本部員

それでは行政運営の方から報告させていただきます。連番23の3、担当専門部会、行政運営専門部会。担当部署、総務課。これにつきましては、いわゆる全課に関係すると、それから規則等の改定も伴いますので、その分野は所管課が総務課ということで、総務課で掲載しております。大分類「透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進」ということで、中分類「行政運営」、小分類「事務事業の見直し」、細分類「事務処理方法の改善」、具体的改革項目「決裁規程の見直し」ということで、実施概要につきましては、この項目は、第3次改革において未実施であったため、事務の簡素化、迅速化について見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。実施にあたり、第1段階として、支出負担行為決議書及び支出伝票、調定兼収入伝票について調査した結果、現行では、収入及び支出について500万円以上は町長決裁、500万円未満は助役決裁となっている。別紙資料で付けておりますが、別紙資料の伝票件数調べで、総件数が収入では約3400件、支出は約1万7100件で、内、助役決裁は税以外の収入で約3200件、支出で約1万6800件あります。支出については、毎月20日前に支出請求書の締切りとなっており、この時期に決裁が集中する。そこで、購入契伺等については現行どおりとし、30万円未満までの決裁権限を所管課局長、病院長（水道課は現行どおりとする。）に委譲したとき、収入約2900件、支出約1万5000件の助役決裁に要する事務処理時間の短縮が図られることから、試行実施する。よって、決裁権限委譲の上限額、購入契伺等の収入・支出に限定したものとすることの検討及び財務規則等の改正を、平成17年度中に行い、試行実施を平成18年度と定め、その結果を公表する。なお、その他の決裁規定についても見直しを行い、庁内分権を推進していくこととし、新たな案件については、実施に関する個票を追加するものとする。ということにいたしております。当面は、いわゆる別表に掲げておりますが、30万円までの支出等に関する決裁権限を課長に委譲するというので、今申しあげました件数の処理時間、いわゆる事務処理時間の短縮が図られるということで、大きく事務改善が推進できるということでいたしております。次に、検討及び実施期間ということで、今申しあげましたように、財務規則等の改正等が必要になってきます。すると他の項目ともいろいろ関連しますので、17年度中にそういった整理を行い、18年度実施ということにいたしております。19

年度以降につきましても、当然、同時進行で見直しを行っていき、そういった中で、案件が出てくれば、またそれを個票で提出させていただくというふうに考えております。開始年月、今申しあげましたように、18年4月といたしまして、到達年月を19年3月。公表時期は18年度終了後といたしております。指標につきましては、試行期間終了後、現在の助役決裁のうち、収入2900件、支出1万5000件を削減目標とし、その到達率を評価する。ということにいたしております。それでは次の資料を見ていただきますと、上の段と下の段に、収入伝票件数と支出伝票件数がございます。収入伝票につきましては、下の計の部分で、黒でマーカーをしている部分が約2904件ということで、この部分が助役決裁を省略できるということで、残り521件が助役、町長の決裁ということになります。次に支出伝票件数ですが、同じように計の欄で、黒でつぶしている部分が計1万5013件ございます。これを課長決裁に委譲し、残りの2134件が従前どおり、助役町長決裁ということになります。次に23の4でございます。担当専門部会、行政運営専門部会です。担当部署、総務課ということで、これにつきましても全課に関連するというので、こういった窓口として総務課ということにいたしております。大分類「透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進」、中分類「行政運営」、小分類「事務事業の見直し」、細分類「事務処理方法の改善」、具体的改革項目「事務処理の一元化」、実施概要、事務処理方法の改善にあたり、既存の事務の方法や手順について全面的な検証、見直し、改善を行っていく必要がある。しかし、検証、見直し、改善の作業は相当な量となるため、一度に全部を行うのは困難と思われるが、効率的な行政運営を進め、多様化する住民ニーズやますます増大する事務事業に対応していくためにも、セクション主義に囚われない事務改善を行わなければならない。そこで、事務処理のスピードアップと省力化を図るため、現在各課で行っている共通の事務について一元化を図るものとする。各課局の共通の事務項目である給与費支払事務について、現在、各課にて決裁を行っている210件（総務課人事係を除く）を、試行の第1段階として、総務課人事係が決裁まで一括して行うことにより、各課局の係においては事務処理、決裁にかかる時間の節約となる。さらに、試行の検証結果を踏まえつつ個々の事務の見直しを進め、他の事務についても、できるものは一元化を拡大し、事務の簡素化・効率化を推進する。よって、平成18年度に一部試行する。また、一元化ができる事務についての調査を継続し、更なる拡大については検討期間を平成18年度として定め、検討終了後、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加する。ということにいたしております。他の項目につきましても、まずそれができるかどうか、そういった検証も必要ですし、そのために調査、検討を今後継続していきたいということで考えております。検討及び実施期間としまして、今申しあげました、給与費等に関しましては、実施がすぐできるということで、平成18年度実施ということにいたしております。その後は先ほど申しあげましたように、調査した結果に基づいて、できるものから1つでもやっていくということで、そのときは個票を追加するということにいたしております。開始年月は、平成18年4月。到達年月は、平成19年3月ということで、公表時期、平成18年度終了後といたしております。指標につきましては、試行期間終了後、現在の給与費支払事務決裁、210件を削減目標とし、その

到達率を評価する。ということにいたしております。こういった事務改善を進めることで、将来の組織の在り方、そういったものに当然連携してくるというふうに考えておりますので、そういった時点で、当然、各専門部会協議しながら、そういったものも検討していくということにつなげていきたいというふうに考えております。以上です。

事務局

ご紹介が遅れましたけれども、ただ今、説明をいたしましたのは、行政運営専門部会、まちづくり対策課長の本松課長でございます。それから、財政専門部会の方で説明をいたしましたのは、税務課長の松澤課長でございます。続きまして組織機構専門部会から3件ご提案を申し上げます。産業課長の古野課長がご提案いたします。

古野本部員

それでは、組織機構専門部会から3件ご提案をさせていただきます。連番23の5、担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、これも全課にまたがりますので総務課とさせていただきます。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「職員配置の適正化」、細分類「人事管理制度の導入」、具体的項目「異動希望自己申告制度の導入」、実施概要、人事異動は、様々な経験による能力の開発や活用を通じて、人材の育成と組織の目標を達成する重要な手段であり、地方分権の進展や高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応し、限られた職員の潜在能力を引き出し、職務能力の向上を図って、組織を活性化していくためには、職員の意欲、適性、能力を把握し、適材適所に配置する総合的な取組みを推進していくことが必要である。その具体的方策としては、採用後10年間は人材育成の観点から、各種職務分野を定期的（2年から3年）にバランスよく経験させ、自己の適性や進路等を見つめさせる機会とし、勤続11年目以降は、職員のチャレンジ精神や意欲の向上を図るため、職員本人から異動希望先の自己申告書を提出させ、それまでの職員の職務能力や適性を把握したうえで全体的な調整を図り、組織全体を活性化する定期異動（3年から5年）を行い、職員配置の適正化を図ることとする。異動希望自己申告制度の導入効果、広い視野、多様な知識の習得が可能となり、バランスの取れた能力開発が図られる。自己の適性を見出し、職員の意欲を踏まえたより効果的な職場配置が推進できる。業務への積極的な取組みが促進される。職員の潜在的な能力を発掘することができる。としております。実施を平成18年度からとしております。開始時期、18年4月。到達年月、22年3月。公表時期、実施期間終了後。指標といたしまして、実施期間終了後、上記の異動希望自己申告制度の導入効果に照らし、対象職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。財政的効果、不明ですので0とさせていただきます。以上が5番でございます。連番23の6、担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、これも全体にまたがりますので総務課とさせていただきます。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「人材育成の推進」、細分類「人材育成基本方針の策定」、具体的改革項目「人材育成基本方針の策定」、実施概要、人的

資源、すなわち、高い能力と意欲を持ち、人間的にも優れた職員をいかに育成していくかということが、これからの地方公共団体の行政水準、提供するサービスの質の程度を大きく左右するものである。こうしたことから、地方公共団体全体の力量を高め、町民ニーズに的確に対応した質の高い行政を展開していく上で、「優れた人材を育成する」ための長期的視点を踏まえた人材育成方針を確立し、総合的な施策を計画的に展開していくことが極めて重要となっている。そこで、平成17年度中に人材育成基本方針を策定し、これに基づき、平成18年度以降の人材育成を推進する。検討及び実施期間、17年度の後期から21年度まで。開始年月、17年11月。到達年月、平成22年3月。公表時期、実施期間終了後。指標、実施期間終了後、基本方針に基づく各種取組みの実施状況により評価する。財政的効果は不明ですので0とさせていただきます。次のページに資料といたしまして、基本方針の体系、第1章から第4章、その章ごとに、各具体的な取組み内容を記載させていただきます。次に23の7、担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、総務課。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「人事交流等の推進」、細分類「広域的な人事交流・派遣」、具体的改革項目「広域的な人事交流・派遣の検討」、実施概要、人事交流、派遣は、職員の資質の向上と人材育成に繋がることから、人材育成基本計画の中で、人事交流、派遣研修を位置付け、先進地の公共団体や民間企業との人事交流、派遣を積極的に行っていく。なお、平成18年度中は人事交流・派遣の受け入れ先を探して、人事交流、派遣のネットワークを構築する。検討及び実施期間、18年度を検討期間とさせていただきます。開始年月、18年4月。到達年月、19年3月。公表時期、平成18年度終了後。指標、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1.人事交流、派遣の受け入れ先について。財政的効果、不明ですので0とさせていただきます。以上が組織機構専門部会のご提案でございます。

事務局

続きまして、施設専門部会から6件の提案をさせていただきます。建設課長の津野課長が提案いたします。

津野本部員

それでは施設専門部会の個票について説明をさせていただきます。連番23の8、担当専門部会が、施設専門部会。担当部署といたしまして、健康増進課、社会教育課、住民課、福祉課、建設課、学校教育課、産業課等の施設を持っております担当部署となっております。大分類としまして「民間委託等を活用した公共施設の効率的、効果的な管理運営の推進」、中分類「管理」、小分類「施設の改善」、細分類といたしまして「施設の改修」、具体的な改革項目としまして「施設改修計画の策定」、実施概要、老朽化等に伴う、年次施設改修計画書を平成18年度中に作成し、これに基づき、平成19年度以降施設の改善に取り組む。ということにいたしております。検討及び実施期間としましては、18年度から21年度まで実施するというので、開始年月が、平成18年4月。到達年月が、22年3月。公表時期としまして、実施期間終了後といたしております。また、指標、評価の方法でご

ざいますが、改修計画に基づく、平成21年度までの改修実績により評価する。財政的効果といたしましては、未定でありますので0であげております。次に23の9、担当専門部会は、施設専門部会。担当部署は、社会教育課となっております。大分類といたしまして「民間委託等を活用した公共施設の効率的、効果的な管理運営の推進」、中分類「運営」、小分類「民間委託等の推進」、細分類「指定管理者制度の導入」でございます。この指定管理者制度の導入につきましては、全施設を対象として、ここで3個票、3件提案いたしておりますが、後の、他の施設につきましても、指定管理者制度の導入の提案をさせていただきたいと考えております。具体的改革項目といたしまして「大谷自然公園」を掲げております。実施概要としましては、本公園は、管理棟1棟・研修棟1棟・バンガロ-8棟の外、草スキ-、遊具、薬草園を有する施設として、平成15年度から平成17年度の3ヶ年計画で事業を実施している。平成18年度より供用開始となる予定であることから、平成17年度中に、管理条例の制定及び施設利用料金の設定を行う。しかし、現時点では具体的な管理・運営方法（事業計画・利用料金等）が定まっていないため、平成18年度の供用開始時点においては、直営で管理、運営し、1年間の管理、運営実績を基に検討し、平成19年度より指定管理者制度を導入することとする。というふうにいたしております。検討期間としましては、18年度中でございます。開始年月は、18年4月。到達年月が、19年3月。公表時期としまして、平成18年度終了後といたしております。また評価の方法、指標でございますが、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1．指定管理者制度の導入の是非。2．導入を是とする場合は、その効果について。3．導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について。ということ公表する内容といたしております。また財政効果的には基礎ができておりませんので0といたしております。次に23の10、担当専門部会は、施設専門部会。担当部署としまして、住民課。大分類「民間委託等を活用した公共施設の効率的、効果的な管理運営の推進」、中分類「運営」、小分類「民間委託等の推進」、細分類「指定管理者制度の導入」、具体的改革項目といたしまして「鞍手町葬斎場」、実施概要、この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。現在、鞍手町葬斎場についての維持管理として、火葬炉点検、夜間警備、消防設備点検、自動ドア点検、燃料費等で、年間570万6千円の支出をしている。また、葬斎場全般の管理者として嘱託職員を2名、葬斎場内外の清掃作業員を2名雇用し、年間1016万4千円の支出をしており、葬斎場全体の維持管理費の総額は、1587万円の支出となっている。よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。検討期間としましては、17年度の後期にあげております。開始年月が、17年10月。到達年月が、18年10月。公表時期としまして、平成17年度終了後。評価の方法としましては、平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1．指定管理者制度の導入の是非。2．導入を是とする場合は、その効果について。3．導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について。ということで、公表内容といたしております。財政的効果につきましては、79万4千円を掲げておりますが、これにつきましては、総管理費の約5%をめどに削減目標とするということで、79万4千円の額を掲げております。この5%の目標でございますが、これにつきましては、現在、鞍手町で、

入札制度でいろんな事業をやっておりますが、その中で、大体、予算額から5%ぐらいの削減が見込めるということの中から目標数値を出しております。これもあの、実際、指定管理者制度を導入しますと、経費的に削減できるかできないかということが、最終的には判断が、今のところまだつかないわけですが、専門部会の中では、一応5%を目標にするということで出しております。次に23の11、担当専門部会、施設専門部会。担当部署が、住民課。大分類「民間委託等を活用した公共施設の効率的、効果的な管理運営の推進」、中分類「運営」、小分類「民間委託等の推進」、細分類「指定管理者制度の導入」、具体的改革項目といたしまして「鞍手町衛生センター」、実施概要、この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。現在、鞍手衛生センターについては、全面的な管理委託を行っており、平成16年度の施設の運転、操作、点検整備等として委託費4345万9千円を支出している。また、その他の維持管理として、火災報知器点検、自動ドア点検、薬品購入、燃料費等で、年間2260万8千円を支出している。衛生センター全般の管理者として嘱託職員を1名雇用し、年間経費としては、248万円を支出しており、これらをまとめた衛生センター全体の維持管理費の総額は、6854万7千円となっている。よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。検討期間でございますが、17年度の下期にあげております。開始年月が、17年10月。到達年月が、18年3月。公表時期としまして、平成17年度終了後といたしております。評価の方法といたしましては、平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1.指定管理者制度の導入の是非。2.導入を是とする場合は、その効果について。3.導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について。を評価の方法といたしております。財政的效果につきましては、これも同じく5%の目標で、342万8千円といたしております。次に連番23の12、担当専門部会、施設専門部会でございます。担当部署は、学校教育課。大分類「民間委託等を活用した公共施設の効率的、効果的な管理運営の推進」、中分類「運営」、小分類「民間委託等の推進」、細分類「民間活用」、具体的改革項目としまして「学校給食の民間委託」というのを掲げております。実施概要としましては、第3次改革の検証において、学校給食共同調理場の施設改善については、今後の課題としていたため、内容を見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。学校給食共同調理場は昭和43年度に建設され、翌年度から小、中学校の完全給食を開始した。現在は正職調理員4名と町雇用のパート調理員7名で調理し、嘱託運転手2名が配送を行っている。また、給食費としての収入は約7000万円で、管理費は約9480万円となっている。民間活用の方式としては、「指定管理者制度」、「現行施設を使用した民間委託」、「業者施設を使用した民間委託」があり、この中で経費削減効果が最も大きいものは「業者施設を使用した民間委託」と考えられる。民間委託を実施するためには、PTA保護者等の関係者の理解を得る必要があり、また、サービスや品質の確保を前提とした、詳細な経費比較を行う必要がある。よって、平成18年度中に検討を行い、平成19年度から「業者施設を使用した民間委託」を行うこととする。検討期間でございますが、17年度の下期から18年度の中期まで。開始年月が18年1月。到達年月が、18年12月。公表時期、実施期間終了後といたしております。評価の方法でございますが、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。

検討後の公表内容、1.「業者施設を使用した民間委託」の導入の是非。2.導入を是とする場合は、その効果について。3.導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について。これもまだ財政的効果はどうか分かりませんので、一応掲げておりません。次に23の13、担当専門部会が、施設専門部会。担当部署が、学校教育課、社会教育課。大分類「民間委託等を活用した公共施設の効率的、効果的な管理運営の推進」、中分類「運営」、小分類「民間委託等の推進」、細分類「直営(業務委託の見直し)」、具体的改革項目といたしまして「学校用務員委託の廃止」、実施概要、現在、小学校6校、中学校2校、高校1校の計9校で用務員委託を行っている。経費としては、用務員委託料及び光熱水費等で、年間2000万円を支出しているが、警備保障会社に警備を委託した場合は、経費見込みで約600万円となり、大幅な削減効果が見込まれる。警備保障会社に委託した場合、用務員が行っている施設の管理(体育館の貸出及び料金収納等)については、文化体育総合施設で集中管理することとする。よって、平成17年度中に教育委員会で検討し、平成18年度を準備期間として、平成19年度から警備保障会社による管理へ移行することとする。検討期間としましては、17年度にあげています。開始年月が、17年10月。到達年月が、18年3月。公表時期としまして、17年度終了後。評価の方法としましては、平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容は、1.学校用務員委託の廃止の是非。2.廃止を是とする場合は、その効果について。3.廃止を非とする場合は、その後の管理運営方法について。というふうに評価の方法といたしております。財政的効果につきましては、現在2000万で、支出が一応600万ということで、1400万円の財政効果が見込めるというふうに考えております。以上で施設専門部会の提案説明を終わらせていただきます。

事務局

以上で、全13件の提案を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

福本会長

あのですね、開始しましてからちょうど1時間経ちますけども、今、説明がですね終わりました、提案が終わりましても、少し空気を入れ替えまして小休止をしましょうか。どうでしょうか。それでは暫時休憩10分間、休憩としましょう。11時5分から始めましょう。暫時休憩です。

暫時休憩

再開

福本会長

会議を再開をしたいと思います。まずですね、冒頭でございますけども、前回のですね会議の時に、議会議員としてはこういった形の中で行財政改革に取り組んでおるか、というふうなご質問がございました。これは町長からの諮問は受けておりませんが、今

日は議会事務局が来ておりますので、議会事務局の局長の方からですね、議会についての審議状況をですね、説明をさせていただきます。それでは議会事務局長。

阿部本部長

それでは議会の議員定数等に関する特別委員会の審議状況について、簡単でございますが報告させていただきます。この議員定数等に関する特別委員会は、議員定数に関すること。それから、議員の報酬に関すること。それから、議会活性化に関すること。について、調査研究するために、今年6月8日開催の、6月定例会の初日に設置されたところでございます。審議につきましては、来年4月に町長選が行われることになっておりまして、その際、併せて町議会議員の補欠選挙が行われることとなっております。今回、新しい定数を仮に決めましても、補欠選挙が行われることには何ら影響はございませんが、まずは、議員定数を先に決めるべきではなかろうかということでもとまりまして、この議員定数の審議内容について申し上げますと、行財政改革や効率的な議会審議の観点から、議員の定数を減らすべきだとする意見、また多様な住民の意見を踏まえて審議を充実したものにするためには、議員定数を安易に削減すべきではないという意見もございましたが、住民の代表としての議会が、住民の意思を行政に反映する権能を十分に発揮でき、且つ行財政改革の観点から議会の効率的、能率的な運営を図ることを視点におきまして、現行の議員定数は減らすべきだということでもとまりました。しかし、新しい定数を何人にするかにつきましては、議員さんそれぞれに考えがございまして、挙手によりまして決定することとされました。新しい議員定数は13名とする方が6名、12名にされる方が2名、15名とされる方が1名ということで、その結果、13名ということに特別委員会で決定されて、皆様、既にご存知のこととは存じますが、9月29日の9月定例会の最終日におきまして、議員提案により、条例の改正案が提出されまして、次回の一般選挙、予定では19年の4月の統一選挙になろうかと思っておりますが、現在の議員定数17名を4名減じた13名として、選挙が行われることということに決定されたところでございます。今まで5回の特別委員会が開催されておりますが、まだ残された項目はたくさんありますので、今後さらに審議を継続していくということにされております。以上でございます。

福本会長

続きましてですね、行財政改革の事務局の方から、ちょっと説明がございましてお願いいたします。

事務局

先ほどの説明の中で、資料23の9というのを、ちょっと開いていただきたいのですが、その中でちょっと文字の誤りがありましたので訂正をさせていただきます。上の方の、大分類のところ、外部委託を活用した公共施設の効率的、効果的な管理運営の推進ということで、外部委託となっておりますが、民間委託の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。23の8から23の13まで、ずっと続けてそのような形でなりますが、23の9だけがちょっと間違った形になっておりますので、よろしく願いいたします。それから、指定管理者制度というようなことで、言葉が出てまいりましたので、ちょっと説明

をさせていただきたいのですが、民間委託を推進していくという部分が総務省の指針の中でも謳われておりましたけれども、こういったいろんな手法を含めてアウトソーシングというような形で言われております。その中で、地方自治法の中で公共施設の管理運営方法について、一昨年度、平成15年に地方自治法の改正がありまして、つくられた制度が指定管理者制度でございます。現在はその経過措置の期間でありまして、18年9月2日からは、何らかの方法、いわゆる指定管理者に移行するか、直営による方法によるかを選択しなければならないということが決められております。この指定管理者制度になる前ですね、それまでの法律では、公共施設の管理につきましては、公益的な団体（出資法人、公共団体又は公共的団体）などに委託して管理をさせることができるように、法律の規定になっておりましたけれども、さらにその手法というか中身が広がりがちで、そういった公益的な団体の他、企業であるとか、NPOであるとか、そういった団体であっても受け手になることができるというようなことが定められておりますし、また料金の徴収とか、あるいは、そこで行う一定の事業についても委託することができるような制度に改正をされております。それから、アウトソーシングの方法としましては、PFIと呼ばれるような方法もございます。これは省略してPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備促進に関する法律）と呼ばれる法律が別でございます。そこで、国の援助等もあるわけでございますけれども、民間の資本であるとか、ノウハウを活用しているような事業であるとか、施設の管理運営などを行っていくというような手法になります。その他にもアウトソーシングの方法というのはいろいろと研究されてありますけれども、主なものとしては、この指定管理者制度への移行ということが、今、行政の中では、最も早く取組まなければいけない内容になっております。それから先ほどの、専門部会の説明の中で、検討及び実施期間のところなんですけれども、各年度を四半期ごとに区切っております。それで、どこからどこまでというようなことをご説明をしましたけれども、ちょっと言い回しが不統一の部分がありましたので、例えば、平成18年度の第1/4半期、第2/4半期、第3/4半期、第4/4半期というようなことと呼ばせていただきたいというふうに、ここで統一をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上です。あの、4半期というのは基本的には3カ月ごとになっております。よろしく願いいたします。

福本会長

よろしいですか。それではですね、ここで23の1からですね、順次、審議をしたいと思っております。そこで皆様方ですね、ご意見、ご質問等を受けたいと思っておりますので、挙手をお願いいたします。どうぞ。はい、川野委員。

川野委員

まずですね、23の1ですね。18年度より21年度、公表時期が実施期間終了後と、このようになっておりますが、まず1つは、振替制度の利用促進ですので、やっぱり年次目標を立てられないのかどうかということと、毎年、年度末といいますか、そういうところで、その年の成果がどのようになっているのかということをしたらどうかと、これは要望でございますが、するべきではないかと、このように思っております。

福本会長

はい、どうぞ。

松澤本部員

ご質問の、毎年評価すべきじゃないかということですが、毎年の評価ということでは、ちょっと数字が捉えにくいということで、毎年、到達の公表は経過報告として、するべきだと考えております。それでおっしゃるとおり、経過報告ということでさせていただきたいと思います。

福本会長

はい、どうぞ。川野委員。

川野委員

経過報告でもいいんですけども、やっぱりある程度の、ここだけの、全体的に言っても、やっぱりこういう4年計画、5年計画という長いスパンでするよりも、やっぱり年次目標といいますか、それが数字で出せるものはですね、他の分野でも出して、そして毎年評価していくと。それで次の年の取組みの糧にしていくと。そういう姿勢を持ってですね、取組んでいくべきじゃないかこのように思っております。要望です。そういうことで、よろしく願いいたします。

福本会長

はい、他にございますか。はい、添田委員さん。

添田委員

ただ今、1番から13番までの提案理由といたしますが、提案内容、説明をいただきましたが、相対的にですね、私が、これは意見として聞いておいていただきたいのですが、目標設定は、それなりに的を射てるんじゃないかと思いますが、1つ欠けてるなと思うところが現状把握ですね。目標を設定したんだけど、なんでこの目標を設定したのかという、その、なんでっていうところが欠けてるということと、それから、その設定した理由についての問題点が、何が問題だったからこれを設定したのかという、その目標設定した背景、それから、そういうことが出てきますと、問題点をどういうふう処理していくのかという、その検討とか決定事項が出てくるわけですが、そういうところの具体性を、もうちょっと進めるといこと。それから実施していく、評価を出すと、いわゆるこれは、第1回目から説明があっただけのように、PDCAを廻す基本的な項目でございますので、その辺のところを手抜かりのないように、今からやられる以上、もうちょっときめの細かさが必要かなということをお願いしておきます。それから、23の1の質問でございますが、質問というかお聞きしたいのですが、口座振替、非常に低調であるところと、非常に良い成績を出しているところとありますが、実際はですね、ここでちょっと問題になるのは、全体の収納率は口座振替と、比率ですね、全体は何パーセントあると、例えば、町民税、納税対象者が1000戸なら1000戸あると、その内の口座振替が26%だと、

全体はどれくらいあるのかという、その全体を出しておかないとですね、単純にその振替率だけ出して、どの程度のものが振替だというところでは、ちょっと物差しが足りないというところがあるかと思います。是非、そこら辺のところもやっていただきたい。それから、概要の説明の中で、啓発活動ということになっておりますが、これは誰がやるのかということですね。その、単純に啓発といってもいろんな啓発の仕方がありますが、例えば、これは担当者をおいて、地区ごとに専任の人を置くのかどうか、実施段階としての非常にキーポイントだと思うんですよ。単純にその収納率を上げますということだけでは、なかなか上がらない。例えば、剣地区、古月地区、西川地区というふうに、地区を分けてですね、そこに担当者を置いて、そういう人たちが鋭意努力して収納率を上げるために啓発、啓蒙をやっていくとか、あるいは実行部隊として行動するとか、そういうような、きめの細かさがないと、この振替率の向上というのは、これ以外のことも全部そうですが、そういうふうなものはなかなか突っこないということは、なんとなく私、先が見えているような気がしております。そういうことのないようにしていかなきゃいけないし、じゃあですね、7番と8番の水道料と下水道の使用料がこれだけいいのはなぜかと。これは、やっぱり1つの反面教師として捉えてですね、この収納率の良いところは、なぜこれが収納率がいいのかと、後はなぜおかしいのか、この違いをやっぱり検証しながら、良いところをとっていかないとまずいんじゃないか、ただ数字の羅列ではならないんじゃないか。それから、目標、評価の方法ですが、70%の到達率で、他に金額が出てませんが、70%到達することによって、例えばですね、啓発とか、収納率に、それに専念する人たちが、その時間がね、何時間少なくなるとか、どのくらい減るとか、そういうふうな目線が必要じゃないかと思うんですよ。ただ70%できるかできないかということだけで、金額を0だとかいうことじゃなくて、70%にすれば、Aさんの今までの時間がこれだけ減ったと、Bさんがこれだけ減ったとか、というものがやっぱりお金に換算していけば、何某かの金は出てくるはずなんです。だからそういう努力をしていただきたい。これ全体的に言えると思いますけども、そういうところをお願いしておきたいと思います。以上です。

福本会長

ご答弁いるんでしょう、当然。

添田委員

答弁がいるのは、収納率のところですね。

福本会長

収納率ですね、あとはご要望ですね。はい、わかりました。全体の収納率、はい、松澤課長。

松澤本部員

収納率といいますか、件数ですね。口座振替の件数からいいですか。

添田委員

それはいい。全体にどの程度の間人が、例えば、町民税を納めているとか、全所帯がいくつあって、町民税を納めなきゃいけない対象者が何件あってという、対象者...

松澤本部員

あのですね、町民税がですね、これ表にまとめて資料として出しておけば良かったんですが、町民税の普通徴収が3136件あります。これ特別徴収がですね、その他に特別徴収というのが4214件あります。町民税の普通徴収が3136件、その他に特別徴収が4214件、固定資産税が7012件、軽自動車税が6934件、それから、国保税が3826件、住宅家賃が468件、保育料が279件、水道料が1026件、下水道使用料が338件です。それと、水道と下水道の率が高いということですね、水道、下水道は毎月の使用料がありますが、これがですね、申込みに来られたときに、口座振替の用紙を渡すと、説明をするということで、直接本人とお話ができると。それで、税務等は納付書にチラシを入れて送付すると、それでは一方通行になるということで、ちょっと説明が足りないというようなところがあると思います。それで啓発等を推進していくということで考えております。それから、あと効果等がありますが、効果等は全部がちょっと把握できない点がありますので、これは宿題とさせていただきたいと思います。以上でいいですかね。

福本会長

はい、どうぞ。

諸富室長

私の方から、事務局の方から、ちょっとお話を申しあげたいと考えております。といたしますのは、今、添田委員が言われます部分でですね、事務局として、非常にきめ細かさというのが、今考えてみますとですね、不足していたのかなという気がいたします。といたしますのは、個票そのもののボリュームの大きさというものがありますので、これをどうするのかというものは難しい問題がありますので、今から先、きめ細かさを出すには、資料の提供、これに関わる資料をですね、今から出させていただくという形でですね、解決をしていきたいと考えておりますので、その辺りよろしくお願いを申しあげたいと考えております。以上です。

福本会長

はい、どうぞ。宮崎委員さん。

宮崎委員

今の問題ですが、これパーセンテージが出ておりますが、単純平均でいくと、51.52%になるんですね、51.52%。それで、そういう中で、例えば、町民税というのは26.37%ということですが、これは私の推測ですが、これはサラリーマンがほとんどじゃないかなと、というのはてん引きですからね、町民税というのはね。そういうふうな中身をですね、私はよく精査してですね、そうしないと対策というのが打ちにくいと思

ます。サラリーマンにいくら必要な時間をかけてですね、やれとかいうことにはならないと思う。その口座振替に必要な対象者というのは、どういう対象者なのかというのが、よく分けて、調べて、そしてそれに対する対策を講じるということが大事ではないかと、まず1つ。それからもう1つは、この例えば、70%を目標にするということでありますが、私は本当のところは、税額、税金の全額ですね、この8つある項目の全額の、その金額がですね、総額が上がればいいんじゃないかなという考えもあるんじゃないかな。パーセンテージが上がってもですね、例えば、自動車、軽自動車税が100%になったところで、税額として、町の収納の税額としては低いんじゃないかな。で、例えば、水道料とか国民健康保険料とかいうのが、ぐっと上がった方が財政的には豊かになるというか、金が余計に入ってくるというようなところも、私は見る必要があるんじゃないかなという具合に思います。そういうことからして、今さっきから言いましたように、口座振替の中身、いわゆるどんな人が口座振替しているのか、してないのはどんな人なのかということが、私はそれに対する対策が打ちやすいと、向上にも役立つのではないかなという具合に思っております。それから、今さっき言われたように、そういうのがきちっと出ればですね、さっき川野さんもおっしゃったんですが、18年度では、例えば、これが単純計算では51.52%、それから目標が70%ということは、18%程度ですね、上げるのが。そうすると、その中身によってはですね、やっぱりどれを1番上げると率としては上がる。ところが一方で上げたけれども、税収としては少ないというようなこともですね、はっきり出てきて、町の財政の問題の対策も打ちやすいのではないかなという具合に思いますので、この辺りをですね、もう少し分析されて、効率の良い口座振替ももちろん大事ですが、税金がたくさん入ってくると、まともに入ってくるというのが、本来の、私は、この行財政の目的ではないかなという具合に思いますので、その辺りをきちんと押さえてされた方が良いのではないかなという具合に思っております。以上です。

福本会長

確認をしておきますけども、ご要望ということによろしいんですかね。それとも今、答弁がいきますか。

宮崎委員

次回のときでも、こういうふうな考え方だということをご返答いただければ結構です。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

あの町民税ですが、対象者は普通徴収ということで、会社勤めでない方が対象になります。後、振替率の高い分につきましてはですね、固定された方が対象の場合には、結構高い率が上がってきていると思います。例えば、水道料なんか毎月払うと。それから、国民健康保険も、今は10ヶ月払いということで、ほぼ毎月ということ。それと反対に低いのは、軽自動車税ということで、これは1年に1回なんですね。それでこういうふうな

分については率が低いということです。それから、後は、今言われるように、もう少し内容を精査してですね、この率を上げて、この率が上がるということで、即、滞納の解消になるか、収納率の向上になるかということは、ちょっと難しい面があるかと思いますが、私どもは、とにかくこういうふうな振替制度を利用していただくことで、収納率が上がるのではないかとということで取組んでいきたいと思っております。そして、後の分につきましては、十分意見を取り入れて検討していきたいと思っております。以上です。

福本会長

よろしいですか。23の1のですね、具体的な項目は、振替制度の利用促進という項目でございますので、これにつきまして、ご意見とご要望のある方はお願いいたします。はい、どうぞ。榊原委員さん。

榊原委員

榊原でございます。この振替制度の利用促進という項目がですね、ここへ上がってきた理由というのをちょっとお聞きしたいのですが。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部長

先ほどのご質問の中でもありましたように、お答えいたしましたように、これによって収納率の向上につながるのではないかと、これがどれだけ収納率につながるかということとはちょっとわかりませんが、といいますか、そういう答えしかありませんが、振替制度の率が上がれば、収納率の方が少し上がってくるということになるのではないかとということです。現実にはどうなるか難しい点があると思っております。

榊原委員

今、上がるのではないかというお話でありましたが、いわゆる未収の内容ですね、これをあの、私、以前、この個票と一緒に出していただきたいというお願いをしとったんですけども、付いて出てきませんでした。で、私自身はですね、振替制とするのはですね、ある意味では、事務の簡素化の方のいわゆる効果というのは見込めるだろうというふうに思いますが、収納率の向上にどういう意味で結びつくとお考えになったのか、その辺よくわかりません。で、私が申しあげたいのは、こういう振替の制度の利用促進などはですね、いわゆる個々の家庭なり、事業所なりが、金融機関等で振り込まれる、あるいは、町役場に現金をお持ちになる。そういうときにですね、そこで、振替なりなんなりやるときにですね、そこで振込なんなりやるときに、その場所ですね、振込用紙をお渡しし、そこで振込用紙を使って、今後こうされたいかがですか、ということをお願いだけで、これ済んじゃうわけですね。何もこんな行政改革なんていう大きなところでですね、こんなことやって茶番じゃないですかと言いたいと思っております。で、もっとですね、いわゆる、本当に収納率を向上させるにはどうしたらいいのか。ということがまず大事なのか

ということをですね、専門部会の中でもっとよく議論していただかなきゃいかんと。我々、これを見てですね、我々というより、私個人ですけども、本当になんといいますか、こんなことで、行財政改革が進むんですかと。町長さん、これを承認してるということになる、町長さん、本当にやる気があるんですかと言いたくなるくらいあるんです。それで、総括表が出ておりませんから、それ以外にですね、いわゆる何が議論されているのか、我々わかりません。だけでもですね、収納率の向上として、こういうことだけで、こういうことを議論されてるということ自体がですね、どうみても、なんか安易に格好だけ付けられればいいんじゃないかと、というような感じになっているのと違うかという思いをしているわけです。まあ、私が思いだけでございますけども、ちょっとその辺の審議状況、その他、ちょっとお聞きしたいと思います。

福本会長

はい、室長。

諸富室長

非常に厳しいですねご意見をいただいております。確かに私どもは、やっぱり気を引き締めてですね、この行革に取組まないといけないという形は十分認識いたしております。ただあの、この振替制度の促進というものがですね、考えますと、今、榊原委員が言われるように、1つは住民の利便性を図るといのは確かにあろうと思うんですね。それは当然あります。それともう1つは、財源のですね確保。忘れて納めない方も多々おられるわけですね。住民の方がですね。そういう形ですね、財源の確保を確実にするという意味合いの部分もあります。それと私どもが、今考えております、収納対策の一因になるのではないかという考え方、この3点ほど考えてですね、この振替制度の促進がどの部分に入るのか、財政改革のどの部分に入るのかという形の中で考えたときにですね、私ども関心の高い、住民の方にも関心の高い、収納率の向上という形の部分で、位置付けをさせていただいたわけでございます。それともう1点、榊原委員が言われる、収納の対策をどのように具体的に考えるのかというのはですね、私も、先ほど課長補佐の方からお詫びを申しあげました。全体像を見せずにですね、今日、13項目の個票を皆さんに審議をしていただくということにつきましては、お詫びを申しあげたわけなんです、その分につきましては、今後の個票の中に出てまいります。そして、具体的な職員の取組み、そして、収納対策をどうするのかというものも、お出ししていきますので、次回からの審議をお願いをしたいと考えております。以上です。

福本会長

はい、榊原委員。

榊原委員

今お聞きしたわけでございますけども、いわゆるその収納をですね、例えば、住民が関心があるからこちらに持ってきたというんじゃなくてですね、やっぱり、いわゆるその目的ですね、私達が本当に住民として、町の財政がここまで逼迫している、みんな心配

しているわけです。住民は、で、それをですね、例えば、住民の利便性を図る、サービスの向上を図るといふようなことで、こういうことをやっていただくのは、これはありがたいねと思うわけです。ところが逆にですね、収納率の向上をどれだけ見込めるか分からんけど、これを1つの収納向上の対策として出すんだといふようなことになったらね、今、私が申しあげたような、本当に改革推進本部はどう考えてんですかと、物の考え方の基本がですね、やっぱりちょっと違うんじゃないかなという思いを、どうしてもしちゃうわけですね。これはもう私だけで、他の方はよくわかりません。でも私はちょっと視点が違うんじゃないかなと。それからもう1つ、その今、ここの中で件数のパーセンテージが出ていますね。件数パーセントでしょう。ここに出てる26%とかなんとかは。振替率、いわゆる件数でしょう。金額じゃないですよ。で、件数とそれからいわゆる金額とでは、全然捉え方が違いますですね。だからどうやって収納率を仮に上げるとするならばですね、大きな数字を、忘れてみえるところを中心的に、仮に、今、課長のおっしゃった、忘れて納めん人がいる、といふようなことであればね、やはり金額の大きなところとかですね、未収の内容を精査した上で、初めて対策が決まってくるんじゃないかな。で、未収の内容がですね、どう分析されたのかよくわかりませんが、やはり収納率の向上といふことであれば、収納率を向上といふことを、目標を合わせてですね、やっぱり対策、あるいは行革のこの実施計画をですね、たてるべきじゃないのかなといふふうに思います。これは私の意見です。

福本会長

あのですね、23の1につきましては、次回ですね、詳細にわたりまして資料を提供していただきましょう。そこで今回はですね、まだまだ13項目ありますので、今回は継続といふことですね、次回、詳細にわたりまして資料を提供していただくという中で、審議をしたいと思いますがどうでしょうか。

「はい」という声

よろしいですか。はい、それでは次にいかせていただきます。もう時間も12時前20分でございますが、ご質問はですね、的確に短く、できましたらよろしくお願ひしたいと思っております。続きまして、23の2ですね、敬老祝金の支給対象者の見直しにつきまして、ご意見、ご質問のある方はどうぞよろしくお願ひいたします。小島委員どうぞ。

小島委員

敬老祝金の見直しと出ておりますが、何か弱いところに、まずぱっと手のつけやすい弱いところに、手をもっていったんじゃないかなといふような気がしてですね、これをもの凄く楽しみにしてある方もいらっしゃるわけなんです。で、金額的に見て、もの凄く大きい金額じゃないんですよ。まだ他に、今もおっしゃいましたけど、もう時間がないからできるだけ早く済ませる・・・

福本会長

いや、そんなことは言っておりません。的確に短く、ご質問をしていただきたいと思いますっております。

小島委員

はい。こういうことをまず最初に持ってこられた意味、意味と言っていいのか分からんけど、お聞きしたいんですけれども。まず簡単だから、分かりやすいから、早くにこういうのはしたからということなんでしょうかね。近隣町村がしたから、もうそういうところは分かりやすいから、目につきやすいからということかなというふうに思って仕方がないんですけれども。お願いします。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

あの、先ほどもありましたけど、提案の項目の後先の件につきましては、いろいろあると思いますが、まず財政専門部会では、まずこれからということで、これが出しやすいとか、そういうふうなことではなく、まあ1番はっきり答えが、こういうふうな提案書ができたということで提出したということです。

福本会長

はい、武谷委員さん。

武谷委員

あの、出やすいという反面、またこれ反発も買うっていうのが1番大きいと思うんですよ。行政改革にして、年寄りを1番ないがしろにするのかということになると、次、順々にやっていくのに、皆がどうでしょうか、住民の方々、それで、それこそもっと大事なものが前に出るべきであって、こういうものは、もう少し最後にもってきてあげるのが、私は、今まで鞍手町のために貢献したお年寄り、今までの歴史をつくったお年寄りに対して、なんとなくかわいそうっていうんですかね、行政に対して反発を感じます。もう少し大きいものから改革して行って、難しいものから改革して行って、皆が本当にこういうふうに行政改革をやっているんだというのが、前に出るようなことからやっていきたいと思えます。それと、時間がないっていう中でおかしいんですけど、全くあの変わったところで、ちょっと私、この全然関係ないんですけど、最後に出てくるんですけど、大谷自然公園ですね。これを、鞍手町に、私いて、お話は聞いておりましたが、見たことなかったんです。ちょっと私、これをいただきまして、早速、見に行かせていただきまして、身の細る思いがしました。あれをどのように民間に委託するとか、管理するとか、本当にこれ、怖い気持ちがありました。見事あれはできてますけど、バンガローはできてますけど、草はボウボウ、あれにどれだけのお金が必要で、これをどうして民間に委託するのかなと思うと、ここは不良少年をつくる場所じゃないかと思うぐらいですね、いつでもあそこができれば焼き肉もできますよ。あそこは一杯になりますよ。本当。私も怖い思いを

しましたので、鞍手の行政に関わっている方が、どのくらいあそこを見て勉強してあるのかということも、次、これにかかるまでに検討してほしいと思います。すいません、長くなりまして。

福本会長

答弁できますか。はい。

諸富室長

私が代表してお答えを申し上げたいと考えております。確かに委員さんの言われる分も非常に、私、肌感じてですね実感いたしております。確かに、この敬老祝金につきましてはですね、実はあの、合併協議会の中でも取り上げられました。合併協議会の中で、1市4町の敬老祝金の交付の基準ですね、やり方というのが議論されまして、先ほども、ちょっとお話を申しあげましたが、宮田町と鞍手町が同じような状況でですね、交付をやっているわけです。で、最終的には合併協議会の中では、直方方式という形で、区切りの形で整理されたというような経緯がございます。そういう合併協議の中でですね、協議されたものを基本的に踏襲して、今回提案させてもらったわけでございます。ただあの、確かに言われるように、切りやすいところから、まず議論しやすいところからという形で、出したんじゃないかということと、今まで貢献があった老人の方々に対して、少し配慮が足りなかったというようなご意見でございますが、確かにその辺り十分反省いたしております。ただ、出した時期はともあれ、最終的にはこのことについても協議していただかないといけないわけでございますので、出し方についての時期について、非常にまずかったというのは反省しております。以上です。

福本会長

はい、他にございますか。はい、川野委員さん。

川野委員

1点はもう女性委員の方からお話が出ましたのでしませんが、これのあの、実施期間終了後、公表時期というふうになっておりますが、これは例えば、今年度でこういうことが決まれば、もう来年から即できるわけでしょう。段階的に数を、対象者の数を減らしていくという話ではないからですね、この実施期間、平成18年から平成21年というような、まあ実施はするんでしょうけども、する必要ないで、来年度からしようと決まればいっぺんでできるわけですね。その時の対象者の数が増減はあるから、これはもう、こういうやり方じゃなくて、すると決まれば来年度でいっぺんで評価が出るんじゃないかなと思いますので、この辺もちょっと、お答えはいりませんのでそうした方がいいんじゃないかと、このように思います。

福本会長

敬老祝金の支給対象者の見直しにつきましても、次回審議ということにさせていただきたいと思っております。続きまして23の3ですね、決裁規程の見直しにつきまして、ご

意見、ご質問のある方はお願いいたします。はい、榊原委員さん。

榊原委員

これ、決裁規程の見直しの理由がですね、いわゆる20日前に事務が集中しますよと。そして、助役さんの決裁業務が大変になります。だから、これを30万円以下は、各所管のところへ権限委譲したいということが書いてあるわけですが、私達、思うとですね、なぜ20日前後に事務が集中するんですか。これが解決する方法は無いんですか。事務が集中するということは、いわゆる残業なりなんなりが発生するんですね。こう思うわけです。で、本来からいえば、事務が集中しないように分散して、その日その日の業務を、その日その日に片付けると、あるいはそういうことをやるのが普通の合理化の方法であり、こういう決裁権限というのをですね、事務の処理量と兼ね合わせるなんていうのは本末転倒じゃないかな。逆にいえばですね、やはり、各所管の課長さんたちも、いわゆる人材が育ってきた。責任感も旺盛になってきた。そして権限委譲しても、みんなきちんと仕事のやれる人になってきた。だから、これからは、そういう方向へもっていこうやないか。そして責任感を持って各所管がそれぞれの仕事をやっていただくようにしようよ。というなら、行革の趣旨に合うと思う。けども、そうじゃない、でたらめの仕事のやり方をやっというて、20日前後に集中するよと、集中するからそれを避けるためにというようなこの書き方を見ると思うわけです。これは私の取り方が違うのかもかもしれませんが、そう思えてしょうがない。で、コンピューターなり、なんなり使ってどういう仕事の処理を仕方をしてみえるかわかりませんが、我々民間では、毎日毎日、ものが入ったり出たりするわけですから、それに対するコンピューターのインプット、アウトプット、それは、その日その日の処理でやってるわけですね。で、そうしないと今月どれだけ金があるんか、金がどのくらい入ってくるんかという、そういうものも分からないわけですね。ですから、ある意味で、これ本当に行革をやるんだったら、20日前に集中しないようにするような仕事の仕方をするっていうのが本来であって、これはもう、概要そのものですね、この取り上げたそのもの見方がね、行革に反しとんじゃないか、どうしてこういうものがこういうところへ出てきたんかな、これはもう、さっきも同じことでございますけども、それをお伺いしたいと思います。

福本会長

ご質問の内容は、こういった決裁規程の見直しがどうして出てくるのか、というようなこの要旨でいいわけですね。要旨はどうなんですか。長いからまとめていただければわかるんですが。

榊原委員

実施概要そのものですね、もう、この行革に反しとる。だから、反してるようなこういうものが、なぜ本部で出てきたかと、こういうことです。

福本会長

はい、本松課長。

本松本部員

すいません。あの、表現の仕方がまずいかもしいという部分はわかりました。ただ、この事務改善、確かに今、項目別に1つひとつあげております。これは先ほど申しあげましたように、こういったこともまず出来ますよということで、あげさせてもらっております。これは、いわゆる背景というのが、助役さんの決裁時間を減らすということではなくて、いわゆる担当職員、そういった人たちの、できるだけ事務改善を図って、そういった時間を削減することで、今後の組織のあり方、行政のスリム化、これにつなげていくという大きな目標を持っております。当然、ですから先ほど申しあげましたように、今から相当な事務量というのは、各項目ごとに検討していきます。で、それを個票に出すかどうか、今の段階でお答えできませんけど、それをトータル的に見た段階で、いわゆる事務量調査、いわゆる職員の事務量調査をやっていくと。その中で組織のあり方、職員の定数の問題、そういったものにつなげていくという背景から、今、表現できるものということで、個票に出させていただいたということで、基本的には、話は行政のスリム化という目標でやっております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

福本会長

はい、他にございますか。はい、宮崎委員。

宮崎委員

今あの、30万というようなことがありましたが、私は、これはこれで結構だと思いません。ただあの、私は、20日に払うということではなしに、例えば、私、大阪に居るときに、五十払いというのがあってね、5日、10日、15、20、25、30というのがございました。これは、そういうふうなことを考えるとですね、私は、金額の、決裁金額の問題も、これは大事かと思えますけれども、やっぱり支払いをですね、例えば、課長が判をすればすぐ出せると、支払いができるということになればですね、早めに、それこそ事務の処理がスムーズにいくんじゃないかなという具合に思うわけですが、決裁金額もさることながら、支払いの日にちをですね、金額に応じて10日、20日、30日という具合にやっていくとですね、おのずから事務の処理もスムーズにいく。今、榊原さんがおっしゃったように、集中しないで済むというようなことになるんじゃないかなという具合に思います。もう1つ言うなら、10日、20日、30日ということについては、各課にするのか、それとも例えば、建設課は20日にするよと、それから、住民課は30日にするよというような、そういうふうな方法だって、私は、支払いの事務の処理の段階で、考えられるんじゃないかなという具合に思います。一般の事業では、そういうふうな支払いの方法はあると思うんです。以上です。そここのところを検討してもらえばいい。

福本会長

はい、亀井委員さん。

亀井委員

えっとあの、話を聞きよってですね、基本的には、今、課長さんがお答えしたとおり、私は行革のいわゆる理念に基づいてですね、これがやられておるといふ説明というふうに理解しました。そこで、あと具体的に、その決裁がどうやこうや、日にちの関係とかいろいろ言われておりますけど、私は、この内容はですね、決裁業務をどう円滑にですね、やっていくかということですから、これは基本的には、事務の、具体的にその業務に携わっている人たちのですね、その範疇の見直しですからね、それで私はいいと思うんですよ。それはもう専門家やないから、実際にやってる人じゃないとわからんわけですからね。まあ、そういうことで進めていただきたいと思います。

福本会長

あの、1通りですね、今日13項目ありますので、1通り皆様から意見とご質問だけ受けたいと思いますので。はい、添田委員さん。

添田委員

23の3とですね、23の4。ほぼ、その連動してる感じなんですけど、ここでその23の4は給与支払の事務関係、それから、23の3は全体的に今度はまあ、助役さんのその決裁の関係。こういうことなんですけど、ここでちょっと、私お聞きしたいのは、例えば、23の4にちょっと入りますけれども、給与支払の事務なんですけど、これなんかこう、前の資料を見てみますと、結構、その50万以上のやつが多いんですよね。で、給料なんてのは、大体、毎月決まってるわけですからね、その事務が、241件あるうが、300件あるうが、支払日が決まってるんだから事前に大体分かりますよね。あと追加するといったら、残業手当とか休日出勤とか、そういうものだろうと思うんですけど、そういうのを20日前後にまとめてやっちゃうということになると、榊原さんの主張されることがね、当たってくるし、そういうことをやらないようにしようとする、宮崎さんが言ったようなことで処理できれば、そのうまくいくわけで、そこら辺はその、まあ、亀井委員がおっしゃったように、やっぱり、各ね、担当者間で、もう少し融通を聞かせあって、これをこういうことでやろうというようなことで、やっていけばいいんじゃないんですかね。ですから冒頭も私、申しあげましたように、問題は出てきたんだけど、目標は出てきたんだけど、問題もあって、その問題把握が全然できてない。現状把握がね。だから、こういう漠然としたような提案理由になっちゃうから、疑問が増えてくるわけです。そういうところを整理していただければ結構じゃないかと、そういうふうにあります。以上です。別に返答はいりません。

福本会長

もう既に23の4に入っておりますけども、ご意見、ご質問のある方は、23の4、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。ございませんか。よろしいですか。じゃあ続きまして、23の5ですね。異動希望自己申告制度の導入につきまして、ご審議をしたいと思っておりますので、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。はい、添田委員さん。

添田委員

異動希望自己申告制度の導入。まあ、非常に改革的で、かなり良い線いってるなと思いますが、例えば、この異動希望自己申告制度をやる目的がですね、ただその広い視野とか、多様な知識とか、そういうようなことを望んでいますけれども、スペシャリストをつくるのか、あるいはゼネラリストをつくるのか、そういうところを、もうちょっと詰めていただきたいというのが1つ。それから、自己申告制度はですね、自分自身で申告してもらって、それを希望がかなえられたとしますとですね、その後何がくるかというと、マンネリ化なんですよ。その、自尊心もありますけど、かなえられたとって、最初はファイトを燃やしますけども、自然と期間が経ちますとマンネリ化になると。それから、モチベーションがだんだん低下していく。そして専門職すぎちゃいましてね、その、人の言うことを聞かなくなって、エゴイスト的になると。こういう欠点もあるわけです。ですから、そこら辺のところもよく考慮されて、自己申告の制度というのはつくっていかないと、民間企業でも結構これ失敗してるんです。ですから、目的をね、スペシャリストにするか、ゼネラリストにするのか、もうマネージャーを育成するためにするのか、そういうところの目的をはっきりして、自己申告は運用しないと痛い目に遭いますので、是非、そこら辺のところを要注意としていただきたい。以上です。答えは要りませんから。

福本会長

他にございますか。はい、榊原委員。

榊原委員

あの、自己申告制度導入。これは結構だと思いますけども、まあ、ひとつ私が思うのは、鞍手町の行政としてどういった人間を育てたいのか、どういう職種のスペシャリストを育てたいのか。で、今、行政のやってる仕事の中でですね、やはり目標をもって教育しないと、教育、教育いってもですね、やっぱり何もならんだろうと。これ5から5、6、7とありますけども、一般的な教育に関する、本に書いてあるようなことが書いてあるだけです。やはり、鞍手町としての、どういった人を育てなきゃいかんのか、どういう人が欲しいのか、これを明確にしながら、それに対する教育をする。あるいは人事評価制度というのがあると聞いてますが、その人事評価制度と、こういった教育、あるいは異動、あるいは昇格、あるいは、まあそういう諸々のことにリンクするような仕組み。これがあればですね、そう、この基本計画とか何とか、一般論的なものをしなくても、結構、人間は育つんじゃないか。それからもう1つ、ここの中で、中途採用、スペシャリストの中途採用ということに全く触れられておりませんが、その点はお考えでないのかどうかお聞きしたいと思います。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

今ですね、榊原委員のご質問でございます。正直に言いましてですね、両方欲しい。専

門職も欲しいし、ゼネラリストも欲しい。その10年間の間にですね、どういう職員に資質があるかというのを、まず見ろつかという気持ちで話を考えております。両方とも欲しいという形です。あの実は、こういう小さい市町村になりますとですね、例えば、土地の問題、税の問題になりますと専門職という形になってきます。それと、やはり役場の職員にですね、尋ねれば何でも知っているというのが、役場の職員の本質だと思うんですね。ですから私どもは、その辺りを見極めながらですね、今から先、職員を育てていこうという形で、今回、異動希望自己申告制度の導入という形を考えております。それと、中途採用の関係につきましてはですね、まだ具体的には、私ども考えを持っておりません、ただ、県、国等はですね、そういう形のものと考えておりますが、鞍手町の今の採用制度では、新規の職員をまず育てろつかという形で考えております。それともう1点、人事評価制度でございます。これは、次のですね、人材育成の基本方針の中でですね、触れろつかという気持ちをもっておりました。具体的にですね、現在は人事評価の制度は持っておりません。ただあの、期末勤勉手当の中に、勤勉手当の分がございます。その辺りでその人物の仕事の評価というのをいたしております。具体的にそれぐらいですね。私の方からお答えを申しあげるとい形でございます。以上です。

福本会長

あのですね、ここで皆様方にお諮りをしたいと思っておりますけども、時間が12時を超えておりますが、あと7項目あるんですが。どうでしょうか。継続しますか。どうします。やりますか。はい、どうぞ。

宮崎委員

課長さんたちが全員揃ってあるわけですから、1時過ぎまでということになると、事務の作業にも支障があるのではないかと思いますので、そこは議長の方で決断していただければいいと思います。

福本会長

じゃあ会議を継続してよろしいですか。皆さん、非常に慎重に、慎重に協議を審議しておりますので、なかなか前に行かないようにありますが。どうします。

宮崎委員

組織の関係までやったらどうですか。

福本会長

23の7ですか。じゃあこれまでいきますか。よろしいですか。はい、続きまして23の6ですね。人材育成基本方針の策定につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。はい、宮崎委員。

宮崎委員

この人材育成というのは、大変、大事なことなんですけど、私は、さっきの評価の問題も

ありますが、これはですね、自己申告によって、どこに行きたい、ここに行きたいという
ようなことであるんですが、最近はですね、随分と免許制度、いろんな免許を取らなきゃ
いけないことに、どんどんどんどん変わってきております。そういう中にこの人材育成に
ついては、例えば福祉課に行くなら、福祉士の免許をとるとか、建設課にいけば、建設課
のそれなりの免許をとるとか、そういうような1つのもので目標を持って異動するとか、
というようなことでないと、私はただ単にあそこへ行って勉強してみたいなということでは
いけないじゃないかなと。だから、そういった具体的な目標を1つ持つこと。それから
もう1つは、職員の皆さんは、私の方から見ますと、自己投資、自分に投資をすると。例
えば、本を読むとか、何処どこの研修に自分のお金を持って研修を受けるとか、そうい
うようなことがないとですね、役場の仕事の中だけで、研修、いわゆる勉強していくとい
うのはね、私は幅の狭いものになってくるような気がいたします。従いまして、自己投資を
する、自分自身に投資をするということと、さっき言いましたように、何か免許を取ると
か、そういうようなことがですね、私は具体的なものとしてですね、例えば、町の条例が
ありますが、条例がたくさんありますよね。例えば、これを1週間で、あるいは1カ月で
全部読んでしまうと。2回目は、また1週間で読むというようなね、やっぱり目標を持っ
たことをすることが事務の効率化に、私は、そういうことも大きな1つの、本人にとって
の投資になるという具合に思うんで、この後、是非、目標を設定していただければ良いの
ではないかなという具合に思います。以上です。

福本会長

はい、小島委員さん。

小島委員

あの人材育成で、これは基本的に職員さんのことを目標としてあることだと思うんです
よね。この町の中で働いていらっしゃる方に、正職員の方と、臨時の方っていうんですか
ね、いらっしゃると思うんですけれども、その臨時の方の育成なんていうのは、考えてい
らっしゃるんですか。臨時の方は、あくまでも臨時なのかということをお聞きしたいので
すが。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

まず人材育成の観点で、臨時職員の人材育成をどのように考えているかという形でござ
います。基本的にはですね、臨時職員というのは短期雇用、基本的には3ヶ月、6ヶ月、
長くても1年ということで、短期間を雇用するものです。それともう1つは、職員の補完、
例えば、育休で休んだ職員の代わりということで働いてもらっているものも多くございま
す。ですから、基本的にはその職員の補完する仕事についての勉強をしていただくという
形でございますが、今、宮崎委員の言われるようにですね、条例を積極的に見るとかです
ね、そういう形のものの研修というものは、正直考えておりません。ただ、やっぱり職員

の補完という意味合いで採用しますことから、そういう考え方で臨時職員の職務の配置を行っております。

福本会長

はい、小島委員さん。

小島委員

私達に、直接対応する職員さんというのは、ほとんど、直接、正職員さんにいろんなことを聞いたりする機会よりも、臨時の方とかにすることが多いんのような気がするんですよ。窓口なんかは、全員が正の方じゃないでしょう。「知りません」といわれるようなことが多々あるようにお聞きするんですよ。そういうところがどうかなと思ひましてお聞きしました。すいません。ありがとうございます。

福本会長

他にございますか。はい、薦野委員。

薦野委員

すいません。私の場合、1つ前に戻ってですね、異動希望自己申告の、これちょっと、さっさといかれましたので、私が聞く間がなかったんですが、1つはですね、県の場合は、広域で広いですからなにしる、鞍手町の場合は、町内での勤務地に対しての、例えば、細かいことかもわかりませんが、通勤費が云々とかいうのがあるのかないのかですね。昔、何かこう、剣町から古月村に行くときには、日当が出たとかそんなものがありましたでしょう。それが1点と、もう1点はですね、かつて聞いた話ですけれども、本庁に勤めている人は、1号俸か半号俸か知りませんが高く、よそに出た場合には低いから、本庁の方に行きたいとか、帰りたいとかいう話をよく聞いてたんです。今、そういうものが生きているかどうか、質問として聞きたいんですが。以上です。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

まず通勤手当の関係です。通勤手当はですね、勤務先、例えば、社会教育課でございましたら中央公民館、私どもはここで、本庁で勤めておりますね。それを基点として、半径2キロ以下では通勤手当は出ませんが、基本的には2キロ以上については通勤手当が出るような形になっております。いろいろな交通手段によっても違いがございますし、基本的にはそういう形です。一定の通勤手当が出ています。2点目の、本庁にいて、出先と言ったら言葉は適切かどうかわかりませんが、社会教育課であれば中央公民館、健康増進課であれば総合福祉センターに勤めるわけですが、その職員が勤め先によってですね給料が違ふということはございません。公務員の給料は、基本的には採用されてから経験年数等で決められますので、基本的にはそういうことはございません。以上です。

福本会長

よろしいですか。それでは23の7にいきたいと思います。広域的な人事交流、派遣の検討ということでございますが、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。はい、榊原委員。

榊原委員

具体的に、今、こういったような範囲でですね、広域という、どの程度の広い範囲を考えてあるのか。あるいはどんな業種とかですね、どんな業種というのか、いわゆる同じような行政範囲職のところへ派遣されようとしているのか、そうじゃなくて、異業種というんですかね、そこらへ出されようとしているのか。どういう意味をもって、こういうことをお考えなのか、その意味をお聞きしたいと思います。

福本会長

はい、古野課長。

古野本部員

お答えいたします。実施概要の方にも掲げておりますように、職員の資質の向上と、人材育成につながるという形から、派遣あるいは交流等を提案させていただいております。交流につきましては、県あるいは国等が、同じ行政職としての機関があるかと思っております。それと、派遣につきましても同じことがあります。ここにも掲げておりますように、行政職だけでなしに、民間企業等も考慮をいたしております。それにつきましては、当然、相手方の受入態勢等もあろうかと思っておりますので、この分につきましては、平成18年度中に検討して、その受入先を探しまして実施をしていきたいと考えております。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、宮崎委員さん。

宮崎委員

えっと今、この民間企業というのが入ってますので、私はあの、小学校の先生はですね、民間企業に1ヶ月ぐらい行ってあるんですよ。だから、小学校の先生が行けるんですから、行政職員も、私はある意味では行きやすいんじゃないかなと。ただ、時間が取れるかどうかの問題がありましようけれども、小学校の先生は確か行ってると思います。それから、社会福祉協議会にも、そういうことでは研修に1週間とか見ることがありますので、これはあの、そんなに固く考えなくてもですね、私は案外簡単に行けると思いますので、手短なところから、例えば、今、役場で企業交流センターですか、そういう企業との関係がございまして、こういう所をですね、どんどんやられたら早いんじゃないかなという具合に思います。以上です。

福本会長

はい、他にございますか。はい、添田委員。

添田委員

今、宮崎さんがいみじくも言われましたけれども、人事交流で派遣するというのは、非常に壁が厚いところと薄いところがありましてね、受入側の問題が非常に影響するわけです。で、受入側に受け入れてもらうためには、この人材をどういう方向に育てたいかという、その目的を明確にしておかなきゃいけない。それから1週間や10日ぐらいは、かえってじゃまになるんですね。その教えるだけで、もうそのくらい終わっちゃう。できたら、長期に半年とか1年とかというのが好むわけです。で、私の記憶が間違ってるかどうかわかりませんが、大分県のある町ではですね、吉本興業に3年間出してるんですね。それは何かというと、目的は自分たちのその町をね、明るく楽しく活気のある町にするために、笑いをもって作りましょうという、ちゃんとそういう目標があるわけ。それに適した人を、人材として選んで出してきたわけですね。だから、その吉本興業なんて言われたって、別に組織の中では、吉本さんは特別いろいろ教えるわけ、経営の方法を教えるわけでもないし、お金もうけは教えるけれども、節約することも教えるけれど、あと笑いだけです。その中で組織ってものはどうあるべきかってことを教えていくわけですから、そんなに派遣したからって、その人に全て期待する必要もないし、何かを掴んでもらえばいい。掴んでもらって帰ってきたら、それをどう皆さんに生かしてもらえるか、その組織の中で生かすか。それがまた、かえって出した側の組織も今度責任があるわけです。帰ってきた人間は、帰ってきたかとそれでほっとけば、それはもう完全に死んじゃいますから。もう芽も出ませんから。そういうところを気を付けていただきたい。以上です。

福本会長

はい、他にございますか。はい、榊原委員。

榊原委員

この教育プランの中にですね含まれておりませんが、前回いただいた資料の中に、ここ近年中に退職される課長さんたちが、たくさんおられるというふうに書いてあったわけですが、そういった課長さんの仕事をですね、いわゆる継承していく方、こういった方の教育とか、そういうものはどうお考えになっているのか、どうされてるのか。で、私はさっき、添田委員さんのおっしゃった、やっぱり教育というのは目標があって初めてできるわけで、目標のない教育なんていうのは、いわゆる本に書いてあることを読むだけでは全く身につけません。ですから、そういう意味も含めてですね、今、継承の問題、そういった問題は、どうこの中には含まれておりませんが、やはり大事な事として取り上げなきゃいかんことじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

福本会長

はい、事務局。

事務局

ただ今のご質問なんですけども、総務省の指針の中にもですね、先ほど言われておりましたような、いわゆるあの団塊の世代の退職に伴って、大幅に職員の数が減っていくような状況があるので、定員管理適正化計画を定めなさいという部分が謳われておりました。それと併せて、人材育成の基本方針を定めなさいということも、総務省から指導がっております。これはセットになっておりますので、そういった部分に対応していくというふうに思っております。以上です。

福本会長

はい、添田委員。

添田委員

総務省がこういうことを決めているからね、それに乗かってやるんだというような、そういう説明はやめていただきたい。今ここはね、鞍手町の行政改革をどうするかということが問題であって、確かに、国は国としての指針は出してるけれども、それを強調する必要はないんだよ。独自のものを我々、今やっていこうとしているわけだから、それに対してあなた方も提案してるわけだからね、それはあまり表現に出さないようにしていただきたい。

福本会長

はい、どうぞ。事務局。

諸富室長

今ですね、いろいろな指針等は、今言われるように、国、県等の指針がございます。ただ具体的にはどうなのかというお話を申しあげますと、実は鞍手町の場合、確かに団塊の世代の職員が退職するということは十分承知いたしておりました。そういう中で、過去は係長、課長という職責で整理をいたしておりましたけど、やはりその辺りですね、カバーリングという意味合いで、課長補佐制度を設けて、やはり課長の姿を見ながらですね、仕事を一緒にしていきながら引き継ぐという、事務を引き継ぐという形でですね、その職階制度も設けながらですね、努力をいたしてっております。今後ですね、やはり、そういう形で整理をしていきたいと考えております。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、亀井委員。

亀井委員

資料6のですね、第4章、人材育成基本計画ということで、これ非常に大事だと思うんですが、人事評価制度のですね、おそらく作成をするんだろうと思うんですが、その内容はまだ決まってないんでしょう。今からですね。それはまた是非、後からしたいと思えます。それから評価者の研修と、こうなっているんですが、評価をしていく人たちは、どういう方たちなんですかね。それがまず聞きたい。それともう1つはですね、これはどこの

企業でもそうですけども、昇任資格試験制度というのは、今ないんですか、ここは。どこでもあると思ってたんですけど。それは後からにしましょう。まあ、それを1つ聞きたい。それともう1つはですね、6番のですね自己啓発支援という関係ですが、これはどういうことを想定して、こういう項目をあげてるのかね。例えば、その地域に出かけて行くということで、その地域の住民の皆さん方とのですね、その地域におけるいろいろな課題があって、それに役場の職員が、担当者が出かけて行って、いろいろその問題、課題について議論をし合うとか、そういう、これも1つの自己啓発の条件というふうに思っていますが、その辺の、ここに掲げている、想定している内容といいますかですね、そういうものをちょっとお聞かせいただきたい。

福本会長

1つ前に戻っておりますけど、答弁できますか。はい、事務局。

諸富室長

まずですね、どなたが評価をするのかというものでございます。まず評価者はですね、町長、それと助役、それと人事担当課長である私になろうかと考えております。人を評価をするという以上はですね、それなりの勉強をしていかなきゃならないということは十分承知をいたしております。それと昇任資格試験の制度でございます。本町ではございませんが、近隣市町村では、実は小竹町さんが係長の昇任試験制度をお持ちになっている。それと北九州市もですね、お持ちになっているということでございます。本町もその辺りを参考にしながらですね、本町に合った資格試験制度の制度化をしてみたいという考え方で、今回提案を申しあげているわけでございます。それと、自己啓発の支援というのは、過去ですね、実は私も自己啓発になるのかどうかという部分がございますが、自己が自ら勉強するという意味合いでですね、町から1万5千円程度の図書券を配布しておりました。自ら勉強するという意味合いでですね、そういう制度を設けておりましたが、財政的に非常に厳しい状況になりましたので、現在は廃止いたしております。何かですね、今後、自己啓発の支援の方法をですね、具体的に取組んでいきたいという考えを持っております。以上です。

福本会長

はい。これでご質問、ご意見を終了したいと思っております。議事1番のですね、行財政改革の集中改革プランですか、これにおきましてはですね、23の7までですね、審議をいたしました。次回ですね、8番からやりたいと思っております。議事進行をいたします。その他、何か事務局につきましてご意見がありましたら。事務局の方から何かございますか。よろしいですか。それでは議事を全て終了させていただきました。次回の開催予定でございますけどですね、資料の22番。前回、お渡しをしておりましたけども、10月の25日となっておりますが、10月の28日に延期をしたいと思っておりますがどうでしょうか。それからですね、今までは午前中の10時から、約2時間程度やっておりましたけれども、これからはやはり、慎重にですね集中審議をしなくちゃいかんと思っておりますので、昼からされた方が時間的にもですね、審議する時間が長くなると思えます

ので、どうでしょうかね。1時とか1時半とか集まっていたきまして、5時までゆっくりと慎重審議をしたいと思っておりますが。

「1時半から」という声

よろしいですか。それではですね、次回が10月の28日、金曜日です。1時半からですね。ゆっくりと時間をかけまして、審議をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それではこれもちまして、第7回ですね行財政改革推進委員会を終了させていただきます。本日は本当にありがとうございました。